

議案第74号

市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月5日提出

大田原市長 相馬 憲一

市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(市長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市長等の給与に関する条例(昭和31年条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前(旧)の欄に掲げる規定を同表の改正後(新)の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後(新)	改正前(旧)
<p><u>市長等の給与及び旅費に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の給与及び旅費の支給に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>(旅費)</u> 第5条 <u>市長等が公務のために旅行したときは、大田原市職員等の旅費に関する条例(令和7年条例第●号)の適用を受ける職員の例により旅費を支給する。</u> (給料等の支給) 第6条 (略)</p>	<p><u>市長等の給与に関する条例</u> (この条例の目的) 第1条 この条例は、市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の給与_____の支給に<u>関して定めることを目的とする。</u> (新設)  (給料等の支給) 第5条 (略)</p>

(大田原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 大田原市固定資産評価審査委員会条例(昭和30年条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前(旧)の欄に掲げる規定を同表の改正後(新)の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後(新)	改正前(旧)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第436条の規定により、固定資産評価審査委員会(以下「委員会」という。)の審査の手續、記録の保存その他審査に関し<u>必要な事項を定めるもの</u>とする。</p> <p>(書記)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 書記は、委員長の指揮を受けて調書を作成し、及び委員会の庶務を処理する。</p> <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次_____に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 審査の申出に係る処分の内容</u></p> <p><u>(3)~(5)</u> (略)</p> <p>3~5 (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第436条の規定に基づき、固定資産評価審査委員会(以下「委員会」という。)の審査の手續、記録の保存その他審査に関し、<u>必要な事項を定めることを目的とする</u>。</p> <p>(書記)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 書記は、委員長の指揮を受けて調書を作製し、及び委員会の庶務を処理する。</p> <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、<u>次の各号</u>に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2)~(4)</u> (略)</p> <p>3~5 (略)</p> <p>(口頭審査)</p> <p>第8条 (略)</p>

2～4 (略)

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(3) (略)

6 委員会は、口頭審理を終了するに先立って、審査申出人に対して、意見を述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えなければならない。

7・8 (略)

(決定書の作成)

第11条 (略)

2 法第433条第12項の通知は、審査申出人に対しては前項の決定書の正本をもって、市長に対してはその副本をもってこれをしなければならない。

(費用弁償)

第13条 法第433条第7項の規定によって関係者（審査申出人及び市長を除く。）に対し出席\_\_\_\_\_を求めた場合においては、当該関係者に対して大田原市職員等の旅費に関する条例（令和7年条例第●号）に基づく旅費支給の例によって費用弁償として旅費を支給する。

(委任)

第14条 (略)

2～4 (略)

5 前項の口述書には次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(3) (略)

6 委員会は、口頭審理を終了するに先だって、審査申出人に対して、意見を述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えなければならない。

7・8 (略)

(決定書の作成)

第11条 (略)

2 法第433条第12項の通知は、審査申出人に対しては、前項の決定書の正本をもって、市長に対してはその副本をもってこれをしなければならない。

(関係者に対する費用の弁償)

第13条 法第433条第7項の規定によって関係者（審査申出人及び市長を除く。）に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して大田原市職員の旅費支給条例（平成21年条例第5号の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。

(固定資産評価審査委員会規程への委任)

第14条 (略)

(大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（費用弁償の額及び支給方法）</p> <p>第3条 特別職の職員が公務のため_____旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 <u>特別職の職員が助言、調査、診断その他事務を行った場合で、市長が必要と認めるときは、費用弁償として旅費を支給する。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定により支給する旅費については、大田原市職員等の旅費に関する条例（令和7年条例第●号）に基づく旅費支給の例による。</u></p> <p>（削る）</p>	<p>（費用弁償の額及び支給方法）</p> <p>第3条 特別職の職員等が公務のため市外に旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 <u>市外に住居を有する特別職の職員等で任命権者が認める者が会議等に出席したときは、旅費を支給する。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定により支給する旅費の額は、本市職員に支給する旅費の例によるものとし、大田原市職員の旅費支給条例（平成21年条例第5号）に定める7級の職務にある者相当額とする。</u></p> <p>4 <u>日額報酬を支給したときは、費用弁償としての日当は支給しない（第2項の規定による旅費を除く。）。</u></p>

（大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第4条 大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（費用弁償）</p> <p>第13条 消防団員が公務のため市外に旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 <u>前項の規定により支給する旅費については、大田原市職員等の旅費に関する条例（令和7年条例第●号）に基づく旅費支給の例による。</u></p>	<p>（費用弁償）</p> <p>第13条 消防団員が公務のため市外に旅行したときは、その旅行について費用弁償_____を支給する。</p> <p>2 <u>費用弁償の額及び支給方法については、大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第15号）の適用を受ける職員の例による。</u></p>

（大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第6号）の一部を次のように改正する。

